

東京都板橋区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設
の指定等実施要綱

(令和4年6月16日区長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び東京都板橋区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（令和4年板橋区規則第18号。以下「規則」という。）に基づき、板橋区（以下「区」という。）における指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定又は指定の更新の申請)

第2条 規則第2条第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等の指定の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、規則第2条第1項に規定する様式（以下「指定更新申請書」という。）に次の各号に定める事業者等の区分に応じた書類を添付することにより行うものとする。

- (1) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和7年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号。以下「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」という。）付表16
- (2) 保育所等訪問支援事業所 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式付表18
- (3) 居宅訪問型児童発達支援事業所 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式付表17
- (4) 福祉型障害児入所施設 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式付表19
- (5) 医療型障害児入所施設 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式付表20

(指定の審査)

第3条 区長は、申請者から指定の申請があったときは、次の基準に従って審査するものとする。

- (1) 指定更新申請書又は添付書類の記載に不備がないこと。
- (2) 法令に定める指定基準に合致すること。

- (3) 法令に定める指定の欠格事由に該当しないこと。
 - (4) その他区条例及び規則に定める事項に合致すること。
- 2 区長は、規則第2条第3項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等に指定すると決定したときは指定通知書（別記第1号様式）により、指定を行わないことを決定したときは却下通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。
- （指定の更新の審査）
- 第4条 規則第2条第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等の指定の更新を行う者（以下「更新申請者」という。）は、区があらかじめ作成して送付する指定更新申請書に第2条各号に定める事業者等の区分に応じた書類を添付することにより行うものとする。
- 2 前項の規定により指定更新申請書の送付を受けた更新申請者は、その内容に変更がある場合は、規則第3条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により変更の届出を行うものとする。この場合において、指定更新申請書の再発行を希望するときは、送付された指定更新申請書を返還し、区に再発行を依頼することができる。
- 3 区長は、更新申請者から指定の更新申請があったときは、次の基準に従って審査するものとする。
- (1) 提出期限までに指定更新申請書が提出されたこと。
 - (2) 指定更新申請書又は添付書類の記載に不備がないこと。
 - (3) 法令に定める指定の更新基準に合致すること。
 - (4) 法令に定める指定の更新欠格事由に該当しないこと。
 - (5) その他区条例及び規則に定める事項に合致すること。
- 4 区長は、前項の規定による審査に当たっては、次の事項を参考とする。
- (1) 区、東京都、他区市町村、相談支援事業者等へ寄せられた苦情、情報提供、相談等
 - (2) 区の障害児通所給付費及び障害児入所給付費の請求データ等の分析結果の状況
 - (3) 区又は東京都及び他区市町村が行った指導又は監査の結果
 - (4) 区又は東京都及び他区市町村が行った法第21条の5の23若しくは第24条の16に規定する勧告、命令等又は法第21条の5の24、第24条の17若しくは第33条の18に規定する指定の全部又は一部の効力の停止並びにこれらについての改善報告等
- 5 規則第2条第3項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者等の指定の更新をすると決定したときは更新通知書（別記第3号様式）により、指定の更新を行わないことを決定したときは理由を示して更新却下通知書（

別記第4号様式)により、更新申請者に通知するものとする。

(指定の取消し等)

第5条 規則第5条の規定に基づく指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止は、指定取消停止通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(業務管理体制の整備)

第6条 規則第7条第1項の規定に基づく届出は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(別記第6号様式)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定に基づく届出は、法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(別記第7号様式)により行うものとする。

3 区長は、第1項及び第2項の規定による届出に関し、国、都及び区市町村に対して情報を提供することができる。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第 号
年 月 日

指 定 通 知 書

様

板橋区長

児童福祉法〔第21条の5の15第1項
第24条の9第1項〕の規定による指定障害児通所支援事業者
等として、下記のとおり指定したので通知します。

記

事業者名及び				
事業所名				
所在地				
代表者名				
指定年月日				
指定有効期間				
サービスの種類				
主たる対象者				
事業所番号				

第 号
年 月 日

却 下 通 知 書

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法〔第21条の5の15第1項
第24条の9第1項〕

の規定による指定障害児通所支援事業者等の指定申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

更 新 通 知 書

様

板橋区長

児童福祉法〔第21条の5の16第1項
第24条の10第1項〕の規定による指定障害児通所支援事業者
等として、下記のとおり指定の更新を行いましたので通知します。

記

事業者名及び 事業所名				
所在地				
代表者名				
指定年月日				
指定有効期間				
サービスの種類				
主たる対象者				
事業所番号				

第 号
年 月 日

更 新 却 下 通 知 書

様

板橋区長

年 月 日付けで申請のあった児童福祉法〔第21条の5の16第1項
第24条の10第1項〕

の規定による指定障害児通所支援事業者等の指定更新申請については、下記の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

指 定 $\left(\begin{array}{c} \text{取 消} \\ \text{停 止} \end{array} \right)$ 通 知 書

様

板橋区長

児童福祉法 $\left(\begin{array}{c} \text{第21条の5の24} \\ \text{第24条の17} \\ \text{第33条の18} \end{array} \right)$ の規定により、下記のとおり指定障害児通所
支援事業者等の指定を $\left(\begin{array}{c} \text{取 消} \\ \text{停 止} \end{array} \right)$ したので通知します。

記

事業者名又は施設名	
所 在 地	
代 表 者 名	
取消（停止）年月日	
サービスの種類	
事業所番号	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

受付番号	
------	--

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

事業者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容 (該当の項目に○をつける)	
(1)	法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係 (整備)
(2)	法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係 (区分の変更)
2 事業者(設置者)	フリガナ 名称又は氏名
	住所 (主たる事務所の所在地)
	連絡先
	法人の種別
	代表者の職名・氏名・生年月日
	代表者の住所
3 事業所名称等及び所在地 (複数ある場合は別表に記入)	事業所名称 指定年月日 事業所番号 所在地
4 児童福祉法上の該当する条文 (事業者の区分)	(1) 法第21条の5の26 (指定障害児通所支援事業者) (2) 法第24条の19の2 (指定障害児入所施設の設置者) (3) 法第24条の38 (指定障害児相談支援事業者)
5 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び第25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項 (該当の項目すべてに○をつける)	第2号 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 生年月日
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 (別添のとおり)
	第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要 (別添のとおり)
	第2号 年 月 日
6 区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部課
	事業者(法人)番号
	区分変更の理由
	区分変更後行政機関名称、担当部課
	区分変更日 年 月 日

